

成長投資を促進するための金融戦略 ー 資産運用立国のアップグレード ーの概要

はじめに

政府は、「成長と分配の好循環」を実現していくことが重要であるとし、「資産所得倍増プラン」(2022 年 11 月)やコーポレートガバナンス改革等を通じ、インベストメントチェーンにおける各主体に対して働きかけを行ってきました。また、2023 年 12 月には、「資産運用業の改革」「アセットオーナーシップの改革」および「成長資金の供給と運用対象の多様化」等を柱とする「資産運用立国実現プラン」(以下、「実現プラン」)を策定し、現在に至るまでさまざまな施策が講じられてきました。

資産運用立国の取り組みを更に発展させるため、官民連携による 17 の戦略分野等への成長投資を支える金融やインベストメントチェーンの機能を強化することが重要であることから、政府は、2026 年 7 月に「成長投資を促進するための金融戦略」(以下、「成長投資金融戦略」)を策定しました。成長投資金融戦略では、2040 年度に 250 兆円の国内投資目標を実現すること、および 2040 年までに家計金融資産に占める株式等の割合を 40%(2025 年 3 月末時点で約 23%)とすることが目標(KPI)として掲げられています。

そこで、今回は「成長投資金融戦略」の概要について紹介します。

「成長投資金融戦略」の概要

1. 金融機関・市場の機能強化

(1) 官民金融機関による資金供給・成長支援機能の強化

実現プランでは、スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進やオルタナティブ投資などを含む運用対象の多様化を目的とする施策を講じることとし、規制改正などが行われました。一方、成長投資金融戦略では、更なる成長資金供給、とりわけ、官民連携による 17 の戦略分野などへの成長投資などに関する施策について言及されています。

① 官民連携による成長資金

17 の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再構築・再編を金融面から支えるため、資金供給面での政府系金融機関と民間金融機関の連携を促進し、官民連携による成長資金の供給拡大を図るための施策を検討するとしています。

官民連携による成長資金の供給拡大のための施策

日本政策投資銀行(以下、「DBJ」)や、産業革新投資機構(以下、「JIC」)において、17 の戦略分野への投融資方針を策定・整理

銀行等が政府系の金融機関・ファンドと共同で行う 17 の戦略分野等への株式投資を行う場合、自己資本比率規制において、一定の要件の下で所要自己資本を軽減

官民戦略投資連携フォーラム(仮称)の設置

② 銀行等の資金供給機能や企業の成長支援機能の強化

銀行等が、投融資両面の資金供給機能や企業の成長支援機能を強化し、大規模な M&A や大型プロジェクトの資金調達ニーズに機動的に対応できるようにするために、以下の対応を行うとしています。

銀行等の資金供給機能や企業の成長機能の強化のための施策

企業の大型 M&A 資金の融資や大型プロジェクトのために設立する特別目的会社向けの融資を行う場合には、大口信用供与等規制の限度額超過の特例承認の対象とすることを明確化
議決権保有規制の例外として、銀行等の投資専門子会社による、企業が成長のため行う株式非公開化や、事業の選択と集中のために行うカーブアウト案件に対する出資を議決権の 100%まで可能にする
銀行等の投資専門子会社による出資対象を、ベンチャービジネス会社に拡大
銀行等の傘下ファンドにおける機関投資家等の他者出資分は原則非連結とし、自己資本比率の計算を合理化
銀行等のビジネスモデルの更なる発展に向けた研究・検討の開始（銀証ファイアーウォール規制等の見直し等）

③ 多様なプレイヤーによる、多様な金融商品の取引を可能にする金融市場の実現

今後拡大する成長投資の資金需要に対し、多様なプレイヤーが参加し、多様な金融商品が取引される厚みのある金融市場を実現するために、以下を行うとしています。

多様なプレイヤーによる、多様な金融商品の取引を可能にする金融市場の実現のための施策

社債市場の活性化を目的として、(i) 社債発行に関する知見提供、(ii) 小口・低格付社債の発行促進やデジタル社債等の勧誘に係る規制緩和、(iii) 機動的な社債発行や価格情報の公表を可能にする環境整備の促進、(iv) バーチャル社債権者集会の導入に係る検討
銀行等における、売買目的のローン債権のリスク管理の見直し
貸金業規制の見直し（日本の銀行免許がない外国金融機関による、特定の条件下において組成されたシンジケートローンへの参加）
PE ファンドや VC の健全な発展を目的として、(i) JIC や DBJ 等による民間ファンドへの LP 出資・共同出資の強化、(ii) PE ファンドの業界全体のベンチマークの充実、(iii) 銀行等の議決権保有規制や自己資本比率規制の合理化、(iv) 国内 PE ファンドの実態調査や課題解決に向けた対話、(v) 「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」の改訂・普及、(vi) インパクト投資の拡大促進
プライベートアセットへの投資に特化した新たな個人投資家向けの投資信託の枠組みの整備
非上場有価証券のプライマリーおよびセカンダリー取引に関し、特定投資家への移行要件の緩和・明確化
外国 VC に対する投資運用規制緩和
生命保険契約者保護機構に対する不測の事態に備えた政府補助の在り方を検討

(2) 市場の魅力向上

東京証券取引所（以下、「東証」）における各市場の魅力向上のために、「資本コストや株価を意識した経営」に関する開示の取り組みや上場ベンチャーファンド市場の利用活性化を促進することを目的とした東証の制度改正を行うとしています。

各市場の魅力向上のための施策

プライム市場	開示内容の充実や投資家との対話の質の向上といった実効的な取り組みの推進
スタンダード市場	開示率の向上に向けた更なる取り組み
グロース市場	好事例集の充実やこれを活用した企業向けセミナーや機関投資家との対話イベントの開催

また、取引所の多様化の進展を背景として、日本の株式市場構造の在り方について検討を開始することも言及されています。

(3) 地域金融力の強化

地域金融機関が、地域企業の価値向上と地域課題の解決に貢献できるよう、投資銀行機能、メインバンク機能、地域への貢献力等を強化するために、2025 年 12 月に公表された地域金融力強化プランを踏まえながら、以下の施策を推進することが言及されています。

地域金融力の強化のための施策

投資銀行機能に係る、地域金融機関の知見向上や人材確保を支援
産業クラスターに関する「戦略産業クラスター計画」の後押し
M&A や事業承継等の支援（後継者不在への対応）
メインバンク機能に係る、人材の育成等、態勢整備の後押し
県別「地域未来金融アクションプラン（仮称）」を策定
地方創生に係る取り組みへの地域金融機関等の参画を促進
地域金融機関に対する検査・監督機能の強化
共通課題に関する業務効率化・負担軽減の支援

2. 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等

企業が、積極的な成長投資を行い、中長期的に企業価値を向上させ、その成果を従業員や投資家に広く還元していくという役割を果たすため、企業のガバナンス改革を促進すること、および企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環を創出することが言及されています。

3. 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

(1) アセットオーナーの機能向上

実現プランでは、アセットオーナー改革が掲げられ、主に、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則を規定した「アセットオーナー・プリンシプル」の策定や企業年金の改革に関する取り組みが行われました。

一方、成長投資金融戦略では、国民が経済成長の成果を最大限享受できるよう、アセットオーナーに、受益者の最善の利益を追求した資産運用を促し、その結果として、企業の成長や市場の活性化、良質な金融商品の組成など金融機関における資産運用サービスの高度化に繋げていくとしています。

① 公的アセットオーナーにおける取り組み

公的アセットオーナーには、資産運用の規模に鑑み、受益者に対する責任と市場等の発展について求められる役割を的確に果たしていくとともに、以下の取り組みを通じて、他のアセットオーナーの参考となる取り組みの実施・開示を行っていくことが期待されています。

公的アセットオーナーにおける取り組み

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等の 9 主体¹の運用体制・基準・手法・状況等に係る重要な事項について定期的・一覧で比較・開示を行うなどして、継続的な運用高度化を促進

GPIF において、オルタナティブ投資の上限（資産全体の 5%）に向け、投資実績や収益率等の観点から評価を行うとともに、リスク管理や運用の高度化の観点から今後のポートフォリオにおける位置付け・在り方を検討（なお、GPIF 以外の公的アセットオーナーについても同様の取り組みを進める。）

② 企業年金の情報公開に関する取り組み

企業年金（DB・企業型 DC）の情報を公開し、他社比較を可能とする新システムを 2027 年度中に稼働させるべく、準備を進め、稼働後も定期的な見直しを検討することが言及されています。また、一定の資産規模以上の DB について、アセットオーナー・プリンシプルの検討状況を調査し、その結果を踏まえ、追加の施策を検討するとしています。

③ 大学における各種取り組み

金融経済や社会環境が変化する中、アセットオーナーである大学が資産運用により財源を多様化し、財務の安定性を確保していくため、アセットオーナー・プリンシプルの受け入れ促進、OCIO サービスの活用等の取り組みを後押しするとしています。

(2) 資産運用サービスの高度化

実現プランでは、「資産運用業の改革」という旗のもと、資産運用業を取り巻く課題に対し、さまざまな施策が盛り込まれました。成長投資金融戦略においても、引き続き、アセットオーナーの機能向上や家計の安定的な資産形成を促進していく

¹ GPIF、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、地方職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団

ため、アセットオーナーから運用を受託する資産運用会社等が受益者の最善の利益を勘案し、資産運用サービスの質の向上に継続的に取り組んでいくことや、同時にその原資となる収益基盤を確立していくことを促すとしています。

資産運用サービスの高度化に係る、実現プランと成長投資金融戦略の比較

実現プラン	成長投資金融戦略
大手金融機関グループにおける運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランを策定・公表	大手金融機関グループにおける運用力向上やガバナンス強化等に関する取り組みのフォローアップ
資産運用会社のプロダクトガバナンスに関する原則の策定	プロダクトガバナンスの取り組み状況のフォローアップ（必要に応じて改善の促進）
日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正	資産運用会社のミドル・バックオフィス業務や信託銀行の資産管理業務の効率化・合理化
金融・資産運用特区の創設	—
日本版 EMP ² の策定・実施	日本版 EMP の取り組みの継続および業界の取り組み状況のフォローアップ
—	資産運用業協会に対し、政策対応能力の向上や、海外関係団体との連携など、資産運用業の健全な発展やプレゼンス向上に向けた取り組みを強化
—	資産運用会社の運用力向上や海外基盤の確立に向けた取り組み
—	企業年金(DB・企業型 DC)の充実に取り組む企業へのサポートの促進
—	販売会社等における、顧客本位の業務運営の自律的な改善・高度化の促進

金融庁が2026年7月に公表した「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート2026」（以下、「プロGRESSレポート2026」）では、成長投資金融戦略の資産運用サービスの高度化に係る上記施策のうち、「資産運用業務・資産管理業務」や「企業型 DC・iDeCo」に関する実態調査やモニタリング結果について紹介されています。

なお、今後、PwC では、プロGRESSレポート2026に関するファンドニュースの公表を予定しております。

(3) 家計の安定的な資産形成の促進

国民の金融リテラシーを向上させながら、個々人のライフプランに沿った形で安定的な資産形成を行えるよう、金融経済教育の推進や資産形成ツールの充実等を図るとしています。特に、企業型 DC・iDeCo（個人型確定拠出年金）は、加入者にとって魅力的な制度となるよう、手続の簡素化やコストの低減などを通じて更なる制度の改善等を行うとしています。

(4) 公的資産の運用改善や有効活用

成長投資金融戦略では、国民が経済成長の成果を最大限享受できる環境整備の一環として、公的資産の運用改善や有効活用に関する施策も掲げられています。

4. 金融システムを支えるインフラへの投資

(1) AI 時代を見据えたオンチェーン金融イニシアティブ

成長投資金融戦略では、AI 時代の決済は、「24 時間 365 日連続稼働」、「商流・物流と繋がるプログラマビリティ」、「決済基盤として信頼される安定性・安全性」の要素を備えた、ブロックチェーン技術を基盤とする「オンチェーン金融」の推進と、既存の金融インフラ（オフチェーン金融）とのベストミックスが鍵になることが言及されています。これに対し、金融庁は、関係省庁と横断的に「AI 時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム」を立ち上げ、①オンチェーン金融の社会実装の推進、②オンチェーン金融を発展させる環境整備、③新時代を支える AI 等の技術への適応の観点から検討を行うとしています。

(2) 金融機関・金融システムへの信頼の確保

金融機関・金融システムへの信頼の確保の観点から、以下について対応していくことが言及されています。

² Emerging Managers Program（新興運用業者促進プログラム）、新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図るためのプログラム

金融機関・金融システムへの信頼の確保のための施策

特殊詐欺等、不正アクセス・不正取引について金融機関における取り組み状況のモニタリングおよび AI 技術の進展によるサイバー脅威への対応策を官民連携で検討

諸外国において懸念されているプライベートクレジットについて、金融機関におけるリスクテイクの方針やリスク管理態勢、取り組み状況に加え、個人投資家向けの販売・管理態勢等を確認

金融機関における不正事案の真因分析および再発防止策の策定状況等の確認

上場企業による会計不正事案の究明等

決算情報等の開示制度の浸透

5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

実現プランでは、国内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるための関係者との対話や、日本市場の魅力等に関する情報発信を行っていくことが重要とし、そのための施策として資産運用フォーラム³の設立を掲げていました。

成長投資金融戦略では、Japan Weeks 等での積極的な情報発信や海外金融事業者の参入支援により日本市場の競争力強化を図ることとしています。また、「アジア GX コンソーシアム」に対する日本の実務知見のインプットや、日本のフィンテックの魅力の世界への発信等についても言及されており、引き続き国内外への情報発信や関係者とのコミュニケーションを通じて、資産運用立国の取り組みを加速させるとしています。

おわりに

上述のとおり、成長投資金融戦略は、金融市場を通じてアセットオーナーや家計の資金を企業の成長投資に繋げ、その成果を企業価値の向上や投資収益としてアセットオーナーや家計に還元するという、インベストメントチェーン全体の機能を更に強化することを目的としています。資産運用会社は、インベストメントチェーンというエコシステムにおいて、アセットオーナーや家計と企業を繋ぐ重要なプレイヤーであり、特に今後プライベートアセット投資に対する需要がますます大きくなれば、そのリスクを適切に評価し、投資後も継続的なモニタリングなどを行う能力が一層求められることになると考えられます。また、投資機会の拡大が受益者の利益に結び付くよう、商品組成、販売、運用、見直しの各段階を通じたプロダクトガバナンスを実効的に機能させることが重要です。さらに、今後、個人投資家によるプライベートアセットへの投資が進めば、情報の非対称性がより拡大することが想定されます。そのため、今後の資産運用会社には、リスクマネーの供給を担うだけでなく、受益者の最善の利益を追求するとともに、受託者責任を果たすために受益者に対してより丁寧な情報提供を行うことがこれまでに以上に期待されます。

PwC Japan 有限責任監査法人は、幅広い顧客基盤や当局等との意見交換など資産運用業界におけるさまざまな取り組みを通じて、業界の最新動向を把握し、資産運用業界におけるベストプラクティスを積み上げ、これらを継続して資産運用業界に携わっている方々と共有しています。また、PwC Japan グループには幅広い領域の専門的知識を有するプロフェッショナルが在籍しており、互いに協働し、多岐にわたるサポートの実績を有しています。こうした実績に基づき、今後も引き続き資産運用会社への多様な角度からの情報発信およびサポートを通じて、資産運用業界の発展に貢献してまいります。

内容に関してご質問などございましたら、以下のお問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC Japan 有限責任監査法人
金融事業部 資産運用グループ
ディレクター 溝口 健太

³ 準備委員会を経て、2025 年 7 月に設立。

PwC Japan 有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: <https://www.pwc.com/jp/ja/ja-contact.html>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC Japan 有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2026 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.